

集落の農地・環境を地域ぐるみで守ろう

6月23日(土)午前10時から国東町北江の吉木・新栄子ども会の子ども達が田植えを体験しました。

この活動は、吉木地域環境保全組合(石丸清美代表)が今年度から取り組む農業生産の基礎となる農地や農村の環境、美しい景観を、農業者のみならず地域ぐるみで守り支えていく活動を支援する「農地・水・農村環境保全向上活動支援事業」の一環で、子ども達や保護者、組合の役員約50名が参加。組合の皆さんから苗の植え方等を教わった後、約5アールの「吉木子ども体験田」に裸足で入った子ども達は、なれない作業に泥んこになりながら、約1時間田植えを楽しみました。

今後、子ども達は、地区内の清掃活動や稲刈り体験を行う予定です。

また、6月26日(火)午後1時30分から、上国崎小学校の全校児童10名が、見地生産組合(秋吉克之組合長)の皆さんの指導で、同校近くの水田で田植えの体験をしました。



▲みんなで横一列に並んで、丁寧に植え付けました。(上国崎小学校)



▲泥んこのりながら一生懸命植えました。(吉木・新栄子ども会)

「新農業者年金」加入者募集中!!

●新農業者年金とは

・積立方式の確定拠出型年金(自分の年金原資を自分で積み立て)

●加入できる方は

・国民年金の第1号被保険者
・年間60日以上農業に従事する60歳未満の方

●毎月の保険料は

・2万円から6万7千円まで(千円単位で決められます)
・支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象

●年金の受給は

・65歳から老齢年金として生涯受給できます。
・80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取れるはずだった老齢年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

要件を満たす農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。要件等詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

経営移譲年金の受給要件は大丈夫ですか？

経営移譲年金を受けている方が次に該当しているときは、経営移譲年金は支給停止になりますので、農業委員会にお申し出ください。

なお、支給停止期間に該当している受給済の経営移譲年金を返還していただくことになりますので、十分注意してください。

- ① 農地を買ったり、借りたり、または貸付地の返還を受けて農業を再開したとき
- ② 農業生産法人の社員、組合員または株主になったとき
- ③ 後継者に貸付けして、経営移譲した農地等の返還を受けたり、後継者がその権利を他の者に移転または設定したりしたとき

問い合わせ 国東市農業委員会 ☎0978@1111

平成19年度 下刈り補助事業申請要領について

補助対象林

①スギ、ヒノキ、クヌギ、ケヤキ等の植林地(造林補助ほか)

- ・一カ所の面積が1反(10a)以上で、植林してから6年以内の造林地
- ・植林後2、3年生の造林地については、2回刈りをすれば2回分の補助が受けられます。

②天然クヌギの山林

- ・一カ所の面積が1反(10a)以上で、クヌギを伐採してから4年以内の山林
- ・以前に補助をもらっていない箇所については、国土調査の図面を持参してください。

申請方法

申請は下刈り後の写真を1カ所につき、部分写真2枚と全体写真1枚を提出してください。写真の裏面に住所、氏名、山林所在地を明記してください。

申請期限(写真提出)

- ・2回刈り補助事業申請

1回目	7月20日(金)まで
2回目	9月20日(休)まで
- ・1回刈り補助事業申請

	9月20日(休)まで
--	------------

※提出期限を過ぎたものや、写真のない箇所については補助対象となりません。

申請・問い合わせ

国東町小原 東国東郡森林組合 ☎0978@3755